

令和6年度第2回権利擁護専門部会

1 日時 令和7年3月4日（火） 午後3時から午後5時まで

2 会場 千葉県庁本庁舎5階大会議室

3 出席者

(1) 委員（20名中17名出席）

渋沢委員（副部会長） 赤佐委員 飯ヶ谷委員 五十嵐委員 市川委員 植野委員
小林委員 今野委員 佐久間委員 高木委員 露崎委員 鶴岡委員 滑川委員
村山委員 矢作委員 吉井委員 吉留委員

(2) 県

障害者福祉推進課：中里課長、小佐野共生社会推進室長

障害福祉事業課：丸山課長、坂本副課長

他

4 議題

1 開 会

2 議 題

(1) 令和7年度重点事業について

(2) 使用者による障害者虐待の状況等について

(3) その他

3 閉 会

議題（１）令和７年度重点事業について

【渋沢委員】

２点質問させていただく。

１点目は、学校向けの手話通訳を始めるということについて、聴覚障害のあるお子さんが希望したとき、小中高校で毎日通訳が付くようなことはこれまでであるのか。もしくは希望したときにこのようなことができるのか。

２点目は、これまで成年後見に関することも入っていたような気がするが、来年度重点目標には入っていないことについて確認したい。

【事務局】

成年後見に関することについて、計画の本文には入っているが、重点事業には今まで入っていない。

学校での手話通訳については、学校教育の現場においても合理的配慮の提供は義務であるため、当然配慮されるべきだと受け止めているが、実情は把握できていない。

【渋沢委員】

成年後見については、国において制度自体の見直しも行われていると伺っているので、注視していただきたい。

【今野委員】

IT支援事業について、東葛地区での事業の説明をもう一度していただきたい。

【事務局】

主に要望の多い東葛地区をはじめとし、必要に応じて必要な地区に出張等で派遣できるように、予算を増額させていただいている。

【露崎委員】

先ほど渋沢委員がおっしゃった学校での聴覚障害のある児童のことについて、娘の通う小学校では、耳の聞こえづらい子がイヤホンのようなものを付けており、先生がマイクを

使うことで、直接その子のもとに声が入るようにしていた。

重点事業の中には入っていないが、子どもの行っていた小学校では、子どもたちが車椅子に乗って体験するという授業をやっている。ただ車椅子に乗り、バスケをやるだけで、当事者から乗り方の指導はされていない。教育委員会の担当と思うが、このような授業は県として何を目標してやっているのか。

【事務局】

教育の話のため詳細は把握できていないが、福祉教育推進校を毎年教育庁で選定しており、福祉教育の取組を重点的に行っている。推進校では年間スケジュールを立て、必要な予算を組み、例えばパラアスリートの方を呼んで競技をするなど、障害の理解を広める取組をしている。しかし、必ずしも全ての学校でそれができているわけではない。

学校の授業等での必要な啓発ができているのかという点については、教育庁にも聞きながら、部会での意見も踏まえて、我々の方からも伝えていきたい。

【露崎委員】

一案として、先生が車椅子の乗り方を指導すると、意図しない乗り方をする子もいる。そうすると、全然違う解釈をされてしまい、何のための授業なのかもわからなくなってしまふ。学校は私が親にいることを把握しているのだから、当事者の親御さんに一緒に授業をやってもらうようお願いするなど、柔軟な考えを持って取り組んでもいいのではないかと考えている。

【渋沢委員】

露崎委員は、子どもたちに車椅子のことを知ってもらうときに、大事なところはどんなところだと思っているのか。

【露崎委員】

車椅子であることや障害があることが、必ずしも全部マイナスではないということである。大変だ、苦労しているということだけ印象に残ってしまうと、そういう体験の意味がない。例えば、私の団体がやっている、車椅子で遊ぼうというイベントでは、そういうと

ころを大事に子どもたちに伝えるようにしている。

【事務局】

お話しされていたように、車椅子に乗って体験するだけではなく、車椅子の方の視点から理解してもらったり、車椅子で配慮が必要なことはあるけれど、それ以外は健常者と変わらないというような、趣旨がちゃんと伝わるように教育庁にも申し上げたいと思う。

また、できれば当事者の方や皆さんのような団体に、声をかけるということも検討してもらえよう、教育庁に話をしていきたい。

【露崎委員】

小学校では、その子とたくさん話ができるようにと、先生がみんなで簡単な手話を覚えようというプリントを配っていた。このように、友達ができるからという感じでやれば入りやすいのではないかと思う。

【渋谷委員】

学校から授業の協力をお願いされたら、快く受けただけということでもよろしいでしょうか。

【露崎委員】

私はやらせていただく。

【今野委員】

教育庁に話していただけるということで、視覚障害者の立場からお話する。各福祉授業で当事者を招いて行っているが、どちらに声をかけているかは、我々も全部把握しているわけではない。地域のポータルの中で声をかけたり、盲導犬協会に声をかけたりしていると思われる。その中で、アイマスクを付けて体験させることを今までやってきたが、我々の考えとしては、ただ目が見えないのは怖いということ子どもたちに知らせるのは、果たしてどうなのかと思い、アイマスクを付けて暗闇体験をすることは、我々としてはもう必要ないと考えている。逆に、いろんな面で日常生活においてどんなことをしているのか

ということ、前向きにやっていきたいと思っている。もし教育庁にお願いするのであれば、各小・中学校で福祉授業のときに、今までのようにアイマスクをして体験することは、新しい視覚障害者の考えとして思っていないということをお伝えいただきたい。

ちなみに、四街道のある小学校で四街道市の視覚障害者が講師をしたらしいが、アイマスクをした子どもが壁にぶつかって軽いけがをしたことがあったらしい。そういった危険もあるので、従来のアイマスクを付けて怖い体験をすることは違う、ということをお話していただければと思う。

【事務局】

教育庁も従来やってきたものを踏襲するような形でやっていたのだと思うが、暗闇を体験する人気のイベントのように、楽しみながら目の見えない空間を他の感覚を使って体験してみたり、今までと違った視点で新鮮に捉えてもらう取組が必要なのかなとお話を聞いて感じた。なかなか当事者からでないに出てこない御意見だと思うので、教育庁にもお伝えしたいと思う。

【小林委員】

学校における子どもが福祉に関心を持つための取組は私の方もやらせていただいている。小学校中学校のPTAをやっていた関係もあり、子どもたちが大人になっていく過程で、障害を持った方に関心を持つことはすごく大事なことになるのでやらせていただけないかと、こちらから学校に打診をした。それにより、地域の中学校2校で、私共の施設の利用者さんを実際に連れていき、生徒たちと交流をしながら、障害を持ったことでつらい思いをしたことや本当はこうしてもらいたいということ、リアルな生の声を聞いていただくという授業をさせていただいている。コロナが流行ってからできなくなり、今も再開できていないが、こちらから打診するのもひとつのやり方かと思う。

子どもたちの福祉への関心が以前に比べると広がってきていると感じたのが、小学生の夏休みの自由研究で福祉について調べた子がおり、それを見たクラスの子どもたちから、もっと福祉について学ぼうと投げかけをした。まず障害について学ぼうとなり、先生が福祉施設で働いている保護者がいることを知っていて、私のところへ連絡があったため、障害について概要や人数、特性などをお話しさせていただいた。先生たちだけでは多分理解

されてないこともたくさんあると思うので、外部に積極的に頼るとか、外部から学校に投げかけることが大事だと思う。外部からお話が来た際に受けていただける姿勢であれば、もっと柔軟にやりやすくなると思う。

【事務局】

今のお話を聞いて、学校によっては教師の方の御理解があつて、柔軟に対応いただいている場合にひとつの取組がなされているのかなと思う。教育庁にも、このように取り組んでいただいている例もあることと、こういうものに広く取り組んで欲しいということを伝えていかなければいけないと思った。

また、教育現場での障害のある方への合理的配慮の提供や、福祉教育の重要性などについて、教育庁と話をしながら、何かできないかと考えていきたい。もともと、教育と福祉の連携をしっかりと図っていこうということもあり、教育庁でも福祉関係の研修を企画しているとは聞いてはいる。我々もそこに行って福祉関係の仕組みなどについて講義をすることもあると思うが、やはりこの本質として、障害者の理解促進や合理的配慮などは基本になるところであるため、その辺りをもっと広く周知していかなければいけないと感じている。

【村山委員】

福祉教育の話は以前から毎回テーマになっている気がするが、なかなか各地域に浸透していないなという実感がある。私たちの会としては、知的障害、自閉症の理解啓発は、目に見えないものであるため、つかみどころがなく、非常に難しいものであるが、20年近く前から、啓発のキャラバン隊を組織しており、主に疑似体験をプログラム組んでいる。例えば、言葉がわからない、話せないというのはどういうことなのか、視覚的な特性はどういうものなのか、聞こえの特性はどういうものなのか、ということを疑似体験してもらっている。県や市の事業に含み入れるようお願いはあまりしてこなかったが、地道に団体でやってきていて、全国的にはもう150くらいキャラバン隊が組織されている。それぞれところで活動しているが、やはり一番は学校教育の現場に入れたいというハードルがある。コロナ前は、社協さんに連絡すると、小学4年生くらいの福祉教育の時間を45分程頂けて、児童に疑似体験をしてもらったり、障害があることで大変で困っているだけ

でなく、愛される家族の中の大事な1人だというようなメッセージを伝えたりして、そういう、地道な講演活動はしている。

県の育成会の事業として、教育委員会さんをお願いをして、来年度は先生向けに講演を行ったり、学校の先生と繋がって授業に取り入れてもらったり、ということを検討し始めたところであるので、その成果があったらまたお知らせする。皆様の地域でも、知的障害、自閉症の疑似体験も面白いものなので、ぜひ見に来ていただければ、またそれぞれの地域で広めていただけるのではないかと思います。

【渋沢委員】

私も地元の学校でいろいろとやらせてもらっているが、一方で学校の先生は忙しく、これ以上仕事増やしたくないということもあったりする。また、学校がどの団体を選ぶかというのは地域性も少しあると思うので、いろいろな良い取組があるということ、ぜひお伝えいただければと思う。

【事務局】

渋沢委員からお話があったとおり、教育の方お話しすると、やはり現場では教員のやる事が多く非常に多忙だということと、働き方改革として時間外の縮減があり、マンパワーに限られるというところで、新規のものを取り入れるのが難しいということもあると聞いている。その中で、キャラバン隊のように一つのパッケージになっているものをうまく活用すれば、比較的教員の負担を少なくして子どもたちの福祉教育を行うことができる、効果的なコンテンツだと思う。こういったものを紹介してもらい、一緒に取り組むことができればいいのかなど感じているため、いろいろな団体の取組を教育の方にも知っていただくことが大事だと思う。

【植野委員】

各自治体によって啓発を目的とする予算はいろいろ取っているとは思いますが、障害者文化とか障害者の世界などの啓発講座の実績はどうかと自治体に尋ねたらそれらしき報告を聞いたことがない。予算は取っているけれど何に使っているかという点が不明なところがある。地元の自立支援協議会においても、その状況について尋ねたことがあり、明白な報告

や説明がなかった。福祉と教育の連携というのがなかなかうまくいかない模様。教育は腰が重いという状況があるようだ。キャラバン隊で頑張っているグループがあるにもかかわらず地元自治体からの依頼がなく、他市からは依頼が相次いだりしているとの話が出た。地域によって温度差があるようだ。

デフリンピックが11月に開催されるため、総合教育の中でコンテンツを小学校中学校に広げようという話があったが、千葉の場合は依頼がゼロであるということを知っている。なぜ他の県と比べて千葉の動きが遅いのかということ、県レベルで少し検討し調整していただきたい。

【事務局】

デフリンピックの関係で、教育からの依頼がゼロだということについては、我々の周知不足であると思う。しっかりと教育の方にも周知をしていきたいと思っている。

【吉井委員】

中核地域生活支援センターは、県内の高校で居場所カフェを開催しており、その中でも、障害の事業所さんと一緒に居場所カフェをやって、障害の理解を促すという活動も含めてやらせていただいている。3年目になるが、障害のあるなしにかかわらず優しいスタッフであったり、障害には壁がないというようなことも、ようやく少しずつ伝わるような活動になってきている。導入するときには、学校は1年間、年間行事で埋め尽くされているくらい隙間があまりないと言われており、12月ぐらいに言われても来年度の予定は大体決まりつつあるという話をされることもある。いろいろな政策も前々から計画を立ててやられると思うが、今、再来年度のことを考えるのであれば、来年度の夏や秋にはある程度お話を付けていくぐらいのスタンスでないと、教育を中心とする中で福祉を入れていくのは、前々からの計画を立ててやっていかないと、隙間を開けてくれるというのはなかなか難しいと、この3年間で勉強させていただいているので、ぜひ連携しながら、計画を立てて進めていただきたいなと思っている。

【事務局】

我々としても、教育の方に話をするのは早め早めをしたいと思っている。県の仕組み上、

来年度の予算編成も夏ぐらいからスタートしている。来年のことはその辺りからすでに動き出しており、教育はさらに現場のカリキュラムが詰まっているため、それも踏まえて、教育の方に受け入れてもらいやすいようなタイミングで話を持って行ければと思う。

【小林委員】

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための事業について、予算が順調に増えていると伺える。以前の部会で令和5年度の報告を聞いたときに、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知啓発活動の回数を増やしたけれど、共生社会という考え方を知っている県民の割合が減っていたため、この要因を分析されているか質問をさせていただいたところ、分析はこれからすると伺った。令和7年度の予算額は増えて、おそらく事業内容も何か増えるだろうと思っているが、新たに取り組む内容はあるのか。また、回数を増やしても理解が増えないことに対して、また別のやり方を考えているのか。

【事務局】

取組については、大きく仕組みを変えるようなものはない。

また、共生社会という言葉の理解というよりも、中身の理解等を含めて県民に対して周知していくということになるが、何ができていなくてどうする必要があるのかは、まだ分析できていない啓発のやり方について分析しながら、適切なメディアや手法により行っていきたい。広域専門指導員が地域を回って、一つ一つ理解を広めていただいていることも取組としては重要であるが、その中でどういう組み合わせで理解を広めていくのがいいのかということも、御意見いただきながら取り組んでいきたいと思っている。

【小林委員】

こういうのをやるから予算が増えたということは、あまり具体的にはないということか。

【事務局】

特に新しいものはなく、来年度の予算については、広域専門指導員等の社会保険料等が増額されたものである。

【高木委員】

重点事業の資料について、例えば今年度の活動、活動を経た上での成果や課題というような情報があると、来年度重点事業について意見しやすいと思うので、もし可能であればお願いできればと思う。

【事務局】

取組の結果や課題などについて御意見いただき、それをフィードバックしながら事業展開できればいいのかなと思うので、検討させていただければと思う。

【佐久間委員】

本年度、虐待防止アドバイザー、相談支援アドバイザーとして、県内を何件か回らせていただいた。その中で、障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン等を紹介させていただいている。このガイドラインにはとてもたくさんのヒントが含まれているので、ぜひ皆さんも活用していただきたい。こうしなければいけないというものではなく、これを使うことでヒントを得て、よりお互いを分かり合えるというものとして使っていただきたいと思っている。支援や配慮などの言葉だと「お互い様」ということが把握しづらいが、最近、合理的配慮ではなく「合理的調整」という言葉を使い出したところもあるようで、そういうことも参考になると思っている。私が合理的配慮について紹介するときには、「人間はそれぞれ違うけど同じところがある、同じけど違うところもある。違うなら違うで良いときもあるけれども、違いやズレを埋めようとするときはお互い歩み寄っていこう」というように、もっと自然な形で考えてもらいたいということを伝えている。

先週、広域専門指導員向けの研修会においてお話しさせていただいた。広域専門指導員の中には、相談者からの暴言や長期拘束など、いろいろなことで悩んでいる方もいた。そういう相談員への支援、ケアというものが本当に必要な時代になってきたと感じた。電話においてはナンバーディスプレイや録音機能が付いているものなど、設備の面で相談員を助けるものがあるのであれば、十分に活用していただきたい。また、様々な相談を受け、すごく疲れてしまうこともあると思う。その方たちがいないと回らない事業もあるので、十分なケアと支援をしていただきたいと思っている。

【事務局】

ガイドラインについては、周知がやはり大事だと思っている。今年度、合理的配慮が義務化されたことについて、昨年から今年にかけて民間企業等に周知していく中で、ガイドラインについても参考にしていただくようお願いしているところであるが、もっと知ってもらう必要があると思うので、さらに広めていきたい。

また、広域専門指導員の勤務については、やはり厳しい御相談も増えている中で、機械等で対応できるものがあれば検討したいと思う。それぞれが孤立しないよう、月1回の会議においてケースの共有等を行っており、お互いにこんなケースがあったと話をするだけでも全然違うと思う。特定の地域に相談が集中してパンクしないよう、何か手助けできるように引き続き対応していきたい。

議題（２）使用者による障害者虐待の状況等について

【植野委員】

3つほど質問させていただく。

まず、3ページの1（2）通報・届出の対象となった障害者数について、当事者からの届出なのか、あるいは他の関係者からの通報も混じった表記になっているのか。

2点目、11ページの（7）虐待が認められた事業所の業種・規模について、特例子会社の場合は、どの業種に含まれているのか。

3点目、12ページの第8表、第9表について、30人から49人の規模の事業所数と被虐待者数に、他の規模などの割合からみても突出して大きな差がある。これについて、御事情があれば教えていただきたい。

【赤佐委員】

1点目について、御本人や御家族、その他の関係者からのものも混じっているものである。

【植野委員】

そのうち、当事者は何人くらいであるのか。

【赤佐委員】

当事者からの割合については、数字を持ち合わせていない。

2点目については、あくまで業種別で分類しているため、特例子会社は何をやっているかで変わってくる。例えば、特例子会社が農業やっていたら農業関係に入り、お店をやっていたら小売業などに入る。

3点目については、資料を持ち合わせていないため、持ち帰らせていただく。

【滑川委員】

4ページ、障害種別の通報・届出の対象となった障害者数について、例えば精神障害者と知的障害者の割合において、就労者数が少ないから知的障害者の方が少ないのか、精神障害者に比べると自分たちで訴える力が十分ではないから知的障害者の方が少ないのか、というような分析についてはどのように捉えているのか、わかる範囲で教えていただきたい。

【赤佐委員】

その辺りの分析はできていない。

【滑川委員】

分析の結果、障害者虐待についての御本人たちへの周知で必要な部分があれば、御本人に返していただければと思う。

【露崎委員】

通報したことにより、本人が会社にいられるのか。例えば匿名での通報だった場合にはわからないだろうが、会社としては大体察しがついて、あなたが言っただろうというふうにはならないのか。

【赤佐委員】

その後のことは調査していないため、実際のところはわからない。

法的には、通報したことによって不利益な取扱いをしてはいけないということにはなっているが、一般的に考えて、居づらくなるから通報をためらってしまうということはある得るのではないかと思う。ただ、そのままにしておく現状が改善されるわけではないため、お名前を出して指導を求める場合には、労働局や監督署、ハローワークでも、不利益な取扱いがないように指導等を行っていきたい。

【露崎委員】

働いている人は職を失うかもしれないのに、名前を堂々として通報できるのか。不利益な扱いはしないとと言われても、会社は絶対そうなる。そうなるなら言わない、我慢するとなってしまうと思う。

【赤佐委員】

名前を出して通報してくださる方には、その後も何かあれば相談いただける体制を取っているため、そういったところでケアができればと思っている。

【露崎委員】

以前、何回か実名を出して労働基準監督署に言ったものの、労働基準法を最低限守っているため、こちらとしては何も言えないということで、何もしていただけなかったことがある。そのため、この話を聞いても、本当にそうなのかと思っているのは実情である。

【事務局】

行政に対する通報制度において、指導という仕組みは多くの場面で見られるが、まずは通報された方の権利、虐待通報の場合はその方の身の安全の確保が最優先にされるべきと思っており、実際そのとおりに取り扱っていると捉えている。

仮に通報しても、なかなか行政の方で動いてもらえないということで、あらゆる思いをされることも多々あると思う。法律に基づいてどこまで指導できるのかを見極めて指導を積み重ねていくため、実際のところ、できることできないことがどうしても生じてしまい、我々としても少し歯がゆいケースもある。

【矢作委員】

知的障害者の届出・通報について、重い知的障害があると本人が意思表示できない、また、全体的にヒヤリハットというグレーな部分で判断が付かないような状況の相談は多いのか。やはりお世話になっている事業所に対して遠慮があって、相談するだけでも結構勇気がいると思うので、その辺りの状況がわかれば教えていただきたい。

【赤佐委員】

知的障害のある方の御家族や同僚から相談が上がってくることはあるが、御本人からの相談は極めて少ないと感じる。

【事務局】

この話は障害者差別の相談にも共通する課題だと思っている。

虐待等で1件と計上されるものの裏には、数多くの相談事例が実際にはあると思う。その1件として数えられていないものに対しても、しっかりと話を聞いて対応しておくことが、次の大きな虐待の芽を摘むことに繋がるため、その裏にある多数の相談についてもしっかりと対応しているところである。

また、傾向としては精神障害のある方の相談が増えているが、精神の方は自分の受けたことをお話しできるため、窓口に関わりやすいという特性があり、ケースが多いという印象がある。逆に知的障害のある方はなかなか自分で意思表示をすることが難しいため、そこを踏まえて、周りの方の虐待や障害者差別に関する認識を高めていただき、周りの方の気付きを促していくなど、何らかの形で皆さんの意思を窓口伝えられるようにしていく取組が重要だと思っている。これは県だけでなく、市町村や民間の事業所も含めて、全体で取り組んでいかなければいけない課題だと意識している。

【佐久間委員】

私からも補足になるが、勇気を持って通報したけれど、個別の救済が図られない事案も中にはあると思っている。ただ、事後的な解決になるため、判定をしていかなければならず、どうしても限界というものがある。

また、通報したけれど、普通に生活や仕事を継続していく中で、通報者や施設側がどう振る舞うかというところがすごく難しく、通報者が事実上の悪意のようなものを受けてしまうのではないかと感じている。だからこそ、トラブルになる前の虐待防止や事前予防、気付きなどが大事になってきているため、その辺りを私たちは重点的に防止に取り組んでいるところである。

虐待通報のあったところをきちんと検証し、その中の学ぶべきことをもっと直視していないと、虐待防止の重要性等がなかなかわからないのではないかと感じた。

【鶴岡委員】

まさに自分たちは当事者の方の相談を受ける窓口として、最初のきっかけの1つになるところだと思っている。実際に、会社の上司から悪口を言われており、虐待とまで思っていないが悩んでいるという相談を受け、恒常的にあるのであればしっかり確認していかなければいけないことであり、場合によっては虐待になるというお話をさせてもらった。そして、そこまで悩んでしまっていると、本人としてはもう会社に行きたくないとなってしまう、転職の相談になる。他にも、その後のフォローというところは、まさしく私たちがやっていく内容だと思っている。

自分の方からの意見として、雇用率が上がっていく中で、雇用の形態も多種多様になってきている。その中で、直接当事者の方と関わる上司の方、一緒に働く同僚の方に、どこまで虐待、差別の意識の啓発がされていくのかということが非常に重要視されるかと思う。雇用率を埋めなければいけないためどんどん雇う、という形態的にも、研修を受けられている方が少ないということが増えつつあることを懸念している。そのため、使用者に対しての研修、啓発活動については、やっていただくだけではなくて、障害者就業・生活支援センターもその地域の企業さんのことを把握している一つの機関だと思うので、啓発のところから一緒に連携してやっていけるといいのかなと思った。事後的なところで、事案が発生したときに連携してその後の調査をしていくというケースはあると思うが、その前段階の啓発というところで、大きくやられているところをもう少し増やしていけると変わってくるのではないかと思った。

【植野委員】

ハローワークを通して就業をする場合に、虐待など、もし何かあった場合の窓口があると思うが、その窓口があることについて皆さんには分かりづらいのではないかと心配している。以前、パンフレットなどで相談ができるというような記述があったが、隅の方に小さい字で書かれていて意味不明の文章で非常にわかりづらいとの意見があった。また、いろいろと困っているときにハローワークに相談窓口があることをある会社に伝えると、そんなものがあったのかと、企業もハローワークに相談窓口があることが知らなかった模様であった。読むことについて困難をきたしている方もいるので、その辺りの工夫をいただいているのかどうか伺いたい。

【赤佐委員】

私共の雇用環境・均等室は、虐待が上がってきた際に担当部署に振り分ける部署である。ハローワークや労働局の担当部署でも事業者向けの研修等を行っているが、御意見いただいたように、制度が障害者の方や企業にわかりやすく周知できていない部分もあると思うため、担当部署に御意見を伝えさせていただく。

【植野委員】

ホームページは私自身が読んでもよくわからないため、工夫をお願いしたい。

【五十嵐委員】

9ページの男女別の虐待が認められた障害者数について、報道番組などで、戸籍上の性別と自認の性別が異なる方などが、障害による差別と性別による差別とで二重に苦しんでいるという話題を見るようになった。虐待においてこういった事例が出てくるとすると、使用者虐待が一番可能性が高いと思っている。ここでは男性、女性、不明と分けられているが、二重のものに起因している虐待の例を把握されているか、わかれば教えていただきたい。

もう1点、これは障害者福祉推進課さんへの意見になるかもしれないが、二重に苦しんでいる人が戸籍上の性別だけで振り分けられ、それで片付けられていったときに、ちゃんとした解決になっているのかということも気になる。例えば、通報を受けた段階で、窓口において戸籍上の性別とは別に自認する性別を聞くなど、そういったことはこれからして

いけないのかと思っている。

【赤佐委員】

この表の不明の中には、LGBTのようなものは含まれていないと思われる。今年度も現時点ではない。

【事務局】

当課の障害者差別の窓口においては、今のところLGBTに関する相談を受けたケースはない。広く相談を受け付けるようにしているため、そのような相談もしっかりと受け止めて対応していく。また、県の多様性条例ができた関係で、LGBTQの相談窓口もできている。

【飯ヶ谷委員】

先ほどの知的と精神の人数について、知的が少ないから精神が多く見えているのか、精神が多いから知的が少なく見えているのかというところは、人口比などを使いながらきちんと出していただきたい。また、精神が多くなっている原因はぜひ調べていただきたい。

【市川委員】

虐待防止について、研修等がなかなかできていない状況にある。県でもやっていただいていると思うが、研修の機会をもう少し増やしていただきたい。もう少し若い世代にも研修をしていただけるとありがたい。

【佐久間委員】

研修関係では、意欲的な人は1つのことで10個吸収していくという感じであるが、研修自体が億劫である人、また同じことをやっていると感じている人などは、話す立場からするとすぐにわかる。関心のある方は意欲的に聞いてくださるが、現場に戻ったときに研修内容が浸透していくかということが重要であると思う。

来週、使用者向けの研修をさせていただく。今回、私は、法律の解説ではなく、いろいろな人がいることを紹介した上で、最近問題になっているスーパーエリートという、すご

く能力が高いけれどなかなか他の人と上手くやっていけないような方への支援について、最近の支援の視点になってきているので、その話をさせていただく予定である。

【吉井委員】

先ほど露崎委員から話があったように、虐待に関して相談したが取り合ってくれなかった、もしくは取り合ってくれたが本人の思うようにはやってくれなかった、ということで次はもう相談しないということが結構ある。障害をお持ちの方が1回の相談で断られたときの、信頼関係が築けない、頼れないと思うことは大きい。市町村の窓口でも、虐待の通報をしたけれど、相談として扱われてしまっていることがある。そのため、窓口にいる方がちゃんと受け止めてくれないと、障害をお持ちの方が次は相談したくないと思ってしまう。せっかく勇気を出して相談したことが、逆に傷を付けてしまうことにもなりかねないため、ぜひ、研修の中で当事者目線のお話をたくさん入れていただけるとありがたい。

【事務局】

虐待の体制だけでなく障害者差別の窓口においても、より地域に近い市町村など様々な主体で御相談を受け、連携して対応していく体制になっており、市町村を巻き込んで窓口の対応能力を上げていかなければいけない状況になっているため、県全体で取組を進めていく必要がある。研修や市町村の担当課と会議をする場面などで、留意事項等をしっかりと伝えてもらったり、広域専門指導員が地域の自立支援協議会などに入り、啓発をしてもらったり、様々なチャンネルを使って県全体で対応力が上がっていくように努めていきたい。

【村山委員】

通報して虐待と認められた事案に係る数や事例は載っているが、認められなかった事例でも何か困りごとを抱えているはずである。虐待ではなかったけれど、関係機関と連携することで職場が少しでも改善されて上手くいった、というように、虐待と認められなかった方がどう救われたかということもすごく大事であり、そういう数の方が多いと思うので、事例などを載せていただけるとありがたい。

議題（3）その他

意見等なし。